

が早く、インドネシア側としては国内金利負担が少なく済むこともあって急速な回復を示している(昨年7～12月中の対日輸入は同年1～6月中に比しほぼ倍増)。

### (3) 物価騰勢の鈍化と為替相場の回復

最後に最近の物価動向についてみると、第3表の示すごとく、本年にはいっても月平均11%程度の上昇を示しているが、昨年9月以前に比較して明らかにその上昇テンポの鈍化がうかがわれ、とくに本年3月の上昇率は3.7%とその傾向が著しい。かかる物価騰勢の鈍化については、既に述べたごときもろもろの経済安定政策が徐々にその効果を現わしてきたことにはかならず、とくに外国援助による輸入の急増と金融引締め強化に伴う隠匿物資の市中放出によるところが大きいものとみられている。

次に為替相場の動向については、従来物価の上昇とはほぼ足並みをそろえて上昇を続けてきた米ドルの自由相場が、昨年9月をピーク(1米ドル=143ルピア)にその後1米ドル当り120ルピア台まで回復し、漸次安定のきざしをみせているのが注目される。これは、上述した貿易為替面の規制緩和や市中為替レートの適用などの

(第3表)

消費者物価および為替相場の推移

	ジャカルタ 生計費指数	米ドル		
		月平均上 昇率(%)	自由相場 (ルピア)	月平均上 昇率(%)
1963年12月末	2,226	—	1.4	—
1964年12月	5,234	11.3	7.2	34.5
1965年3月	7,444	14.1	4.9	△ 10.7
6月	8,492	4.7	9.0	27.9
9月	14,371	23.1	18.0	33.3
12月	36,347	51.0	36.0	33.3
1966年3月	87,704	47.0	56.5	19.0
6月	137,894	19.1	110.0	31.6
9月	200,615	15.1	143.0	10.0
12月	267,276	10.2	122.0	△ 4.9
1967年3月	361,640	10.8	122.5	△ 0.1

(注) 1. ジャカルタ生計費指数=1957年3月～58年2月を100とし、食糧(63%)、住居(11%)、衣料(9%)などを含む。  
2. 米ドル自由相場=海外コルレスとの資金付替相場、1965年12月末までの相場は新ルピアに換算。  
3. 月平均上昇率(△印は減少率)は各期前3か月の月別上昇率平均。

諸施策の効果が現われてきたことによるものであり、とくに輸入金融の禁止などのきびしい金融引締め措置の実施によるものとみられる。

今後の動向は、当面の輸出不振の影響などを勘案すれば、なお余断を許さないが、前述のごとき種々の歯止めにより、少なくともインフレが加速度的に高進するおそれは少なくなったとみてよいであろう。

以上、最近のインドネシア経済は、かつての破局的な混乱を克服して徐々に落ち着きを取り戻してきているということができよう。本年4月に中央銀行貸出利率が月利5～8%から3～6%へ、また銀行の企業に対する貸出金利が月利6～9%から4～7%へ、それぞれ引き下げられ、さらに最近再引下げの実施が発表されたことは、一面で貿易取引などの不振に対処する経済再建計画の手直しとしての意味もあるが、同時に従来の激しいインフレを新政権の下でコントロールできるメドがついたことを示唆するものともみられる。

もっとも、経済再建の前途にはなお多くの困難が予想されることは言うまでもない。たとえば前述の華商問題のほか、財政面でも財政規模の拡大に伴う税収の過大見積り、外国援助への過度の依存、人件費等の経費削減見通し難などの問題をかかえている。しかしながら、最近諸外国の民間資本の動向、政府の経済協力の方向がインドネシアの経済回復のきざしを契機に、徐々に積極的な動きを示し始めたことは、長期的にみて豊富な天然資源と1億の人口をかかえた魅力ある市場として、各国が新生インドネシアを再認識しつつある証左であって、新局面を迎えつつある同国の経済の今後の動きはとくに注目を要するところであろう。

## 東欧諸国の経済改革について

東欧諸国では、これまで部分的、実験的に実施されてきた新しい经济管理制度が、新5か年計画の実施とともにようやく具体化の段階にはいっ

た。その内容、特色、進捗の度合いはそれぞれの国の事情により多少相違している。以下これらの諸点について検討を加えることとする。なお、東欧諸国のなかで親中共色の強いルーマニア、アルバニアの2国はいまのところ経済改革を実施していないようであり、またユーゴスラビアは他の諸国とはかなり特異な経済改革を進めているので、ここでは論じないことにしておく。

### 新管理制度実施の背景

従来これら諸国では、ソ連と同様中央当局が工業、建設、運輸、商業、農業等多数の企業活動を行政的管理方法、すなわち指令を用いてその細部にわたり統制を加えてきた。しかし国内工業化の進展により生産力が大規模化し、経済がかなりの発展段階に達した現在においては企業活動の末端にまで統制を加え、その創意を抑制するような方法はかえって経済成長率を鈍化させる傾向を招いた。加えてコメコン内における経済交流の不円滑による技術水準の立遅れ、生産性の低水準、追加労働力を期待できないことなど緊急に解決を要する多くの問題をかかえていた。いま東欧諸国の経済成長率をみると、とくに1962年においてはブルガリア(国民所得前年比伸び率6.2%)、チェコスロバキア(同1.4%)、ハンガリー(同4.7%)、ポーランド(同2.1%)、東ドイツ(同2%)といずれもこれまでの伸び率を下回った。

こうした事情からこれら諸国では、既に1960年初めごろから、上記のような経済に対する行政的管理方法を経済的管理方法に改め、これにより経済効率を高め、経済の成長を図らなければならないとの論議が活発化し、既に一部企業においては新管理制度が実験的に実施されてきた。したがって実験的な段階にはいったのは、東欧諸国の方がソ連(1964年から試験的に実施)よりも早かった。

### 経済改革の内容

#### (1) 義務的指標数の削減

新制度の特色の第1は、中央から企業に与えられる義務的指標数の削減である。従来これら諸国の企業は、中央から数多くの経済指標が与えられ

ていた。もっとも、これら指標のなかでは企業活動評価の基準として生産高指標が重視されていたが、このため企業活動の自主性は大幅に制限されていた。したがって指標数を削減することは、固定および流動資産、労働力、資金等に対する企業の自由裁量権の拡大を意味することになる。いまチェコの例をみると、1965年には1,122(工業省全体)もあった義務的指標数が、1966年には76に削減され、さらに1970年までに48に削減される予定となっており、他の諸国もこれと同様に指標数を削減し、残された指標のなかでは利潤指標を最も重視するようになってきている。すなわちチェコ、ブルガリアでは粗所得(販売額から原材料費を控除し、減価償却を加えたもの)、ハンガリーでは販売額と利潤額、東ドイツでは利潤額と収益率、ポーランドでは収益率となっている。

#### (2) 企業留保利潤の増大

こうした利潤の重視に加えて企業の留保利潤の増大を図り、その使用権限を拡大した。従来これら諸国では企業利潤の大部分(ソ連の場合はその86%)が利潤控除(法人税)として国家予算へ納入されていた。今回このような方法を改め各国いずれも程度の差はあれ、企業留保利潤を多くしてその使用権限を拡大している。このため各国は企業内に、国により名称は異なるが、生産発展基金、社会文化基金、報奨基金等を設け、企業の設備あるいは運転資金の増額、労働者に対する報奨金の拡大を行ない、企業に対する自主性の付与、あるいは労働者に対して物的刺激を強化する措置を講じている。チェコの労働者に対する報奨金額を賃金総額に占める割合でみると、1964年の2%から新制度実施後では15%ないし20%に上昇しているといわれる。

#### (3) 固定および流動資産の使用料の徴収

従来企業に与えられた固定ファンド(資産)および流動ファンドに対し、企業としてはなんらの使用料をも国家に支払う必要がなかった。このため企業はその効率的使用についてあまり関心を払わず、したがって不当に設備、資材をかかえこみ、

その浪費の傾向が強かった。こうした状態を改めるため多くの諸国がフوند使用料(資本利子)を徴収することになったが、その方法は国により若干相違している。ブルガリア、ハンガリー、東ドイツでは固定フONDと流動フONDの双方に対して、当初の帳簿価格に基づいて使用料が徴収されることになっており、ポーランドとチェコでは固定フONDに対してのみ、その残余価値に基づいて使用料が徴収されることになっている。その使用料率は、ブルガリアが2~5%、ハンガリーが5%、東ドイツ1.4~6%、チェコ6%となっており、ポーランドは明らかでない。

以上の措置は、企業の物的資産の効率的使用を図ることをねらいとしたもので、一方企業の資金面、すなわち設備資金および流動資金については、次のような資金の効率的使用をねらいとした措置が採られている。

#### (4) 銀行信用の重視

これまで企業の設備資金および流動資金は、主として返済を要しない国家予算からの支出、すなわち財政資金によってまかなわれてきた。今後はこうした方法を改め、これら資金の主要部分を銀行信用に移すと同時に、業績のよい企業に対しては信用供与を拡大し、また信用供与に際してはその対象により、利子率に差別を設けて資金の効率的使用を図ることになった。すなわち東ドイツ、ポーランド、チェコ等の諸国では、国家計画による基本投資(従来主として財政資金によりまかなわれていた)についても銀行融資を拡大することになった。とくに企業の消費財生産拡充資金、新技術導入費は大部分銀行信用でまかなわれている。

現在東欧諸国では、製品の品質改善、国民の需要の高い商品の増産が緊要となっているが、これに伴いその金融政策も、国民の需要の高い、しかも良品質の製品の増産を図ることをねらいとして進められており、たとえばブルガリアでは、売れ行きがよくない製品に対しては融資を行なわないことになっている。またいずれの諸国の銀行も優

良企業に対しては、その決済資金、その他一時的資金需要に対して積極的な援助を与えているようである。

#### (5) 価格制度の改正

こうした新管理制度を実効あらしめるためには価格制度の改正が必要となってくるが、多くの諸国で現在価格制度の改正が進められている。その基本方針をみると、①企業の計画的損失を解消するために生産コストを基礎とすること、②最低利潤を保証する水準に決めること、③需給条件を考慮すること、などの三つを条件としている。このことは、従来これら諸国における価格の決定が、最初から損失が予定されているような、生産コストを無視した価格として政策的に決められていたことを示すものである。現在、これら諸国で実施されている価格改正は、こうした方式を改めようとするものである。

いまチェコの卸売価格改正の場合をみると、従来の固定価格1本建制から次の3本建制となった。すなわちその第1は、政府が決定する固定価格で、主として重要原材料、燃料、生活必需品等に適用されるものであり、第2は、政府が最高と最低を決め、その範囲内で供給者と使用者とがきめる制限価格で、諸機械とか若干の消費財に適用されるものである。第3は、企業が自主的に価格を決定しうる自由価格で、新しく開発された商品、需要の高いもの、品質の改善されたものなどに適用される。以上の価格のそれぞれの比重をみると、固定価格は総生産額のうち64%、制限価格は29%、自由価格は7%を占めており、いまのところ自由価格の比重は小さい。新卸売価格は1967年1月から導入された。ハンガリーの場合もチェコと同様であるが、同国の制限価格はチェコと異なり最高だけが決定されている。

その他の国では、大体において固定価格一本であるが、いずれの諸国でも新価格決定に際しては、新しく開発された商品、あるいは品質の良、不良が考慮されている。たとえば、ハンガリーでは良品質の流行品には高い価格がつけられてお

り、また東ドイツにおいても世界水準に匹敵する優良品に対しては2%ないし5%の割増価格がつけられ、逆に2級品には10%以内の割引価格がつけられている。

以上のように、新卸売価格の導入に際しては、チェコ、ハンガリーのように従来の固定価格1本建制から3本建制をとり、また同種の商品については、東ドイツのように品質の良否に応じて差別価格を設けるなど、価格にある程度の弾力性をもたせようとしている。

以上、東欧諸国のいわゆる経済自由化の概要を述べたが、経済改革はようやく緒についたばかりで、その完了までにはなお数年を要するといわれている。したがって、ここでその影響、成果について言及することは、いまのところ時期尚早といえよう。もっとも、昨年、東欧経済は概して好調を示した。これには経済改革の影響も無視しえないであろうが、それはむしろ昨年のこれら諸国の農業生産が比較的良好であったことによるものであろう。ともあれ、経済改革の進捗に伴いソ連と同様企業格差、労働力移動などの問題が生ずるものと思われるが、これらの問題に対して、各国はどのように対処していくか、今後の成り行きが注目されよう。とくに価格制度の改正は経済改革の核心ともいえるべきもので、それが円滑に進められるか、どうかは経済改革の成否を左右するものともいえよう。

## 国別動向

### 米州諸国

#### ◇ 米 国

##### 景気停滞の様相、一段と強まる

3月中部分的にやや持ち直し気配をみせた米国経済は、4月にはいって再び停滞の様相を強めるに至った。

すなわち、4月の生産指数は前月比0.5ポイントの落込みを示し、年初来の低下傾向を継続した<sup>(註)</sup>。自動車が前月に続き回復過程をたどったものの、テレビ・家具等の耐久消費財の落込み、資本財の引き続き減少などが目立っている。

(注) 生産指数の推移

	生産指数	前月比増減 (ポイント差)
1966年12月	159.0(ピーク)	0.4
1967年1月	158.1	△ 0.9
2月	156.4	△ 1.7
3月	156.4	0
4月	155.9	△ 0.5

基幹産業の動きをみると、鉄鋼は年初来受注減退を続け、生産低下傾向をあらためていない。もっとも、①投資免税復活に伴う鉄道、建設業界等からの設備投資関連需要、②4月にはいってやや売行き改善のきざしをみせはじめた自動車産業からの受注増加期待などを背景に、年央ごろを境に生産が上昇に転ずるとみる向きもあるが、本格的回復の見通しはなおつけがたい。また、自動車についても4月以降売上げ面で若干の持ち直しがみられたことを主因に、第2四半期の生産計画の上向き改訂が行なわれたが、68年型新車の出回る秋口まで本格的上昇は望めまいとの見方が一般的である。

次に、4月の小売売上げは256.7億ドルと前月比0.4%の減少をみた<sup>(註1)</sup>。小売売上げは昨年9月257億ドルの水準を示現して以来、明らかに頭打ち傾向をたどっているが、これには乗用車売上